大阪府内の取組み

堺市下水道事業における管路維持管理・更新の取組み

堺市 上下水道局 上下水道局次長（技術監理担当）
兼 部理事（技術監理担当）
島原　勝利

1 はじめに

堺市は、大阪府の中南部に位置する人口80万人あまり、面積149.83km^{2}の政令指定都市です。

古代には当時の最新技術を駆使した仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥（もず）・古市（ふるいち）古墳群（2019年世界遺産登録）（**写真－1**）が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、わが国の経済、文化の中心地として繁栄してきました。高度経済成長期における臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成を経て、2005年の美原町との合併を機に2006年に政令指定都市に移行し、現在では約80万人の人口を有する都市となりました。

写真－1　仁徳天皇陵古墳（世界遺産課提供）

本市では、中世から近代にかけて「ものの始まりはなんでも堺」と謳（うた）われたように、人口減少・高齢化などによる厳しい都市経営のなか、これまで徹底した事業の見直しや公共サービスの改革、物価高騰などの喫緊の課題への対策に加え、生活の質の向上や地域経済の活性化にも積極的に取り組み、堺の未来を創るための土台を築いてきました。

市政運営の大方針である「堺市基本計画2030」では、本市が将来において持続的に発展し、暮らしやすい都市であるために、この土台を基に先人から受け継いだ貴重な資源や可能性を最大限に生かして挑戦し、未来に向かってイノベーションを生み続けられるよう、時代の変化を的確に捉え柔軟に対応し、変化を恐れず果敢に挑戦・創造し続ける都市像として、「未来を創るイノベーティブ都市」を掲げ施策を推進しています。

2 下水道事業の概要

本市の下水道事業は、1952年に旧下水道法に基づく事業認可を取得し、旧市街地から下水道事業を開始しました。本市の下水道事業の特徴の一つとしては、1985年から2002年までの間、一般市から政令指定都市への移行をめざして、汚水整備を市の重点施策として推進し、2014年度には公道部分の汚水整備が概成するに至りました。現在の公共下水道計画区域は約１万2,707ha、下水道処理人口普及率は98.5％です。

処理区については、３処理区が単独公共下水道として本市が処理を担い、２処理区は大阪府が運営する流域下水道にて処理しています。汚泥は、全量を流域下水汚泥処理事業で処理しています。本市が保有する下水道施設は、水再生センターが３ヵ所、ポンプ場が６ヵ所（うち１ヵ所は2025年度末に運用停止）、雨水調整池が５ヵ所、下水道管路約3,200kmとなっています（図－１）。

3 堺市上下水道事業経営戦略の推進

本市では、2023年２月に「堺市上下水道事業経営戦略2023－2030」（以下、「経営戦略」）を策定し、人口減少による料金・使用料収入の減少、施設の老朽化、自然災害の激甚化、DXや脱炭素化への対応などの課題を踏まえた将来にわたり持続可能な上下水道事業を実現するための方針と具体的な取組みを示し、事業運営を行っています。

しかし、上下水道事業を取り巻く環境は、水需要の減少に伴う収入の減少に加え、近年の物価や労務費の高騰、金利上昇などにより、策定した「堺市上下水道事業経営戦略」の当初見通しを上回る

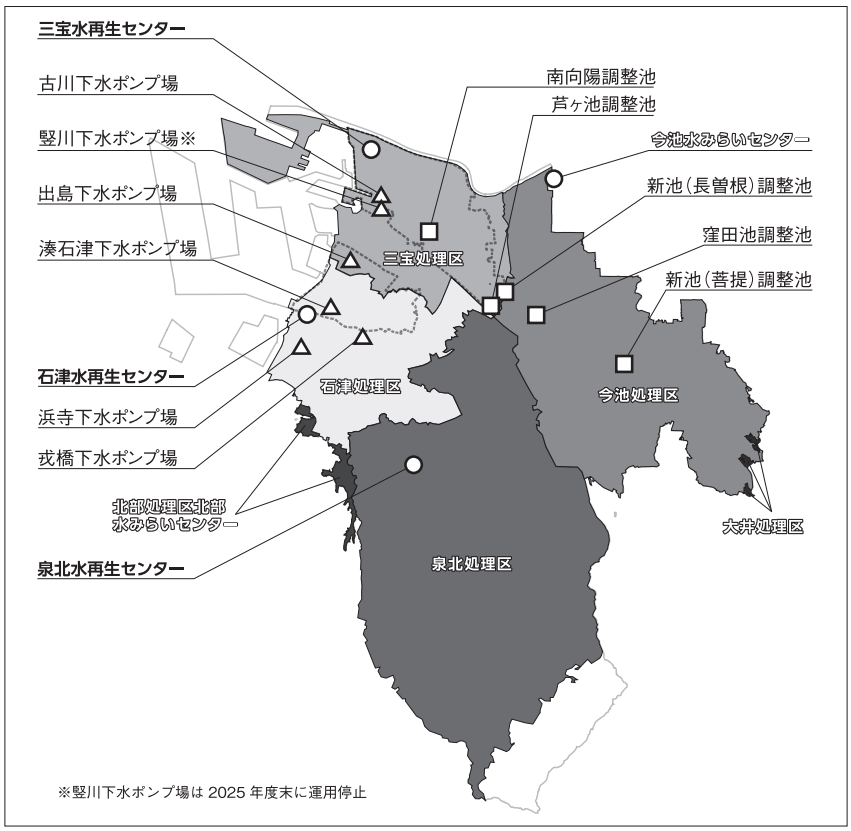

図－１　本市の下水道事業